

# 就業規則不利益変更事案の分類

## 標本からの結果

片岡 佑作

### 要 旨

論文は就業規則のあらたな作成事案、あるいは既存の就業規則の変更事案に関係する。

就業規則の変更が労働者の不利益となる場合については合理性がある限りは許されるが、最高裁判例は次のような判断に立つ。

「当該規則条項が合理的なものであるとは、当該就業規則の作成又は変更が、その必要性及び内容の両面からみて、それによって労働者が被ることになる不利益の程度を考慮しても、なお当該労使関係における当該条項の法的規範性を是認することができるだけの合理性を有するものであることをいう。」

ここである特性が 2 つのカテゴリのみを持つ場合を考える。就業規則の不利益変更事案が代償措置の存在をとまうか、そうでないか。それには結果として合理性があるかどうか、などである。そうして、このような特性が関連しているか、あるいは独立かをわれわれは知りたい。たとえば、代償措置の存在と合理性肯定はたがいに関連するか。

はじめの特性のカテゴリあるいは状態を  $A, \bar{A}$  とし、第 2 番目のものについては、 $B, \bar{B}$  としよう。こうして母集団からランダムに選ばれたある事案は 4 通りのタイプ、 $AB, A\bar{B}, \bar{A}B, \bar{A}\bar{B}$  の 1 つになる。これらのタイプに対応する確率をそれぞれ  $p_{11}, p_{12}, p_{21}, p_{22}$  とする。こうしたとき、分類が独立であれば、2 つの事象、( $A$ である) ( $B$ である) は独立であり、あるいは  $p_{ij}$  によって

$$p_{ij} = (p_{i1} + p_{i2})(p_{1j} + p_{2j})$$

となる。

2 つの特性間の関連を見るためには母集団から標本サイズ  $n = 127$  のランダムな標本をとる。その結果は  $2 \times 2$  の分割表とよばれるものに集約され、内容は次のようである。

	$B$	$\bar{B}$	
$A$	36	13	49
$\bar{A}$	25	53	78
	61	66	127

ここで適合度を測る検定統計量、カイ 2 乗の実際の計算値は

$$\chi^2 = \frac{127(36 \cdot 53 - 13 \cdot 25)^2}{61 \cdot 66 \cdot 49 \cdot 78}$$

$$= 20.6824$$

である。そうして仮説、 $H_0$ 、 $H_1$ として

$H_0$ : 就業規則の変更に関して代償措置の存在と合理性の肯定、否定は関連がない。

$H_1$ : 関連はある

とすると、有意水準が5%でこの帰無仮説 $H_0$ は棄却される。ただし、ここでこの場合の自由度は1、カイ2乗の右側5%点は3.841になっている。

**キーワード**: 労働条件、就業規則、不利益変更、分割表、仮説検定

内容目次:

第1章 序

第2章 展開

第3章 変更の必要性和内容の相当性

## 1 序

企業の経営不良回避、あるいは経営強化をはかるためには多様な手段があるが、従業員に対する労働条件の変更もその1つであり、具体的には整理解雇、就業規則の不利益変更などがあげられる(不利益変更の具体例としてはA.賃金支給率の低下をもたらす計算方法の変更、B.退職金の減額 C.定年制度の新設、あるいは定年年齢の引き下げ D.勤務時間延長等がある)。

整理解雇の場合はいわゆる4要件(あるいは4要素とよばれる)をほぼみたく必要があり、その内容は1.人員整理の必要性、2.解雇回避努力、3.人選の合理性、4.労働組合との協議である。

また、就業規則の不利益変更は合理的な内容のものである場合においてのみ、効力が生じるとされ、その具体的な判断要素について第四銀行事件(上告審)判決は以下のように述べる。

「合理性の有無は、具体的には、就業規則の変更によって労働者が被る不利益の程度、使用者側の変更の必要性の内容・程度、変更後の就業規則の内容自体の相当性、代償措置その他関連する他の労働条件の改善状況、労働組合等との交渉の経緯、他の労働組合又は他の従業員の対応、同種事項に関する我が国社会における一般的状況等を総合考慮して判断すべきである。」

こうして例えば変更の必要性がきわめて高ければ、不利益の程度はそれほど考慮する必要がない、などという判断結果になる。

以上の点を背景にこの論文の目的は次のようである。

- 1) 就業規則不利益変更のタイプを A・賃金、B・退職金、C・定年制、D・勤務時間その他に関係するものに区分し、特定のタイプによって合理性肯定、否定に関連があるかを、統計的仮説検定にかけることである。このためには  $2 \times 2$  の分割表を用意するが、判例データは大内教授のテキストによった ([13, pp.29-56])。そこには秋北バス事件(上告審)から第四銀行事件(上告審)までのケースについてタイプ別と合理性肯定、否定の記述がすでにある。ただし数量的な検定問題を述べたものではない。また、第四銀行(上告審)事件以降のデータを追加してみちのく銀行事件(上告審)までとした。これは標本のサイズの問題を意識してのことであり、追加データは労働基準関係判例検索より採用し、検索用語は「就業規則」、「不利益変更」である。
- 2) また、A, B, C, D のタイプを主として「代償措置その他関連する他の労働条件の改善状況」によって再区分した場合の合理性肯定、否定も検定にのせて調べる。当然ではあるが、代償措置が大きければ、不利益変更のいずれのタイプも肯定の度合いがよくなると予想される。
- 3) 荒木教授はそのテキスト [2, pp.263-267] において 2 次平面上で

$x_1$ : 変更の内容の相当性の大きさ

$x_2$ : 変更の必要性の大きさ

$x_1 + x_2 > h$  ( $h > 0$ ): 合理性肯定

と定めた場合の合理性判断の境界線を議論したが、この点について実際の判例データからいくつかのコメントをあたえる。

以上に追加説明をしておこう。

1) については青野教授の論文 [1] もあるが、不利益変更タイプの区分に問題があること、判例データのサイズが小さく、肯定、否定の詳細が複雑であって全体の傾向が見えにくい。また、検定に関して言えば、大竹教授は整理解雇の有効性を 4 要件によって説明しようとした。([12])。しかし、この場合 4 要件の有無それぞれは質的な 0, 1 変数であり、そこには連続的な変数の記述がなく、モデル定式化のプロセスがあまりはっきりしない。

2) の区分については土田教授の論文 [15, p.40] が参考になる。それはアーク証券事件(1 審)判決へのコメントの中で合理性判断にあってはまず 1) 代償措置があるか、2) 経過措置の存在、3) 利益調整(相当性の問題)はうまくいっているか、の順序立てを主張した。

最後に 3) については荒木教授は、合理性肯定、否定の境界線は一般には

$$x_1 + x_2 = h, \quad (h > 0)$$

と表現され、通常の不利益変更を  $h = h_0$  とすると、高度の必要性にもとづく合理性が要求されるケース A, B で、 $h$  は  $h_0 + h_1$  ( $h_1 > 0$ )、多数組合が不利益変更に同意した場合には  $h$  は  $h_0 + h_2$  ( $h_2 < 0$ ) にシフトすると言う。

本論に移る前に若干の補足説明をすると、みちのく銀行事件（上告審）以降、就業規則の不利益変更に関するテキスト、論文はきわめて豊富であり、理論（相対的無効論）も精微化が進みつつある。野田教授の展望論文〔9〕〔10〕はみちのく銀行事件判決が、不利益変更法理にいかになきなインパクトをあたえたかをレポートしている。さらにこの事件との関連では、企業の経営不良回避となると、合理性否定例が圧倒的に多いとの記述もある。（福島〔4, p.26〕）。村中教授の論文〔8, pp.640-649〕はNTT事件（1審）判決へのコメントではあるが、内容は第四銀行事件（上告審）判決の7項目のうち、1.不利益の程度、2.必要性、3.社会的相当性にてらしあわせて詳細な検討がなされている。

菅野教授〔14〕、王教授〔11〕のテキストには平成14年の不利益変更に関する判例がすでにある。

## 2 展 開

不利益変更に関する判決事案を類型化することは容易ではないが、ここでは大内教授のテキスト〔13, pp.29-56〕にしたがって

- A 賃金
- B 退職金
- C 定年制に関係
- D その他の労働条件（勤務時間の変更・・・）

に分けることにする。例えば秋北バス事件はCに分類されるが、最高裁の判断は不利益変更に関し合理性肯定ということであった。

つまり以下、つきとめようとするのは1.個々の判決事案を、A, B, C, Dにいちおう分類し、さらに結果としてそれは合理性肯定かあるいは否定かに再度分け、 $2 \times 2$ の分割表を構成する。

2. そうしてたとえばタイプAとタイプBで合理性判断にちがいがあつたかどうかを量的に測ることである（タイプが異なるだけで肯定されやすいことはあるのか）

タイプA, B, C, Dで合理性肯定、否定の件数は表2-1のようである。

表2-1

	肯定	否定	
A	18	26	44
B	11	17	28
C	13	11	24
D	19	12	31
	61	66	127

注) この表で18はAに分類され、かつ合理性肯定となつた件数である。26: Aに分類され、合理性否定の件数。

また、データに関する補足説明は以下のようである。

1. 採用開始は秋北バス事件（上告審）から第四銀行事件（上告審、平成9年2月28日）までは大内教授のテキスト[13]による。採用数は98件である。
2. 第四銀行事件以降、みちのく銀行事件（上告審）までは、労働基準関係判例検索から補い、29件になる。これらのリストをうしろの表A～Dにまとめた。
3. [13]のテキストで、合理性とは意味あい若干異なる事案、合同タクシー事件などもいちおう対象に含めた。このケースは契約説を採用して定年年齢引き下げの拘束力を否定した（大内教授[13]の解釈）。
4. 合理性判断によらず、公序良俗に反する立場からのケース、伊豆シャボテン公園事件（静岡地沼津支判、昭和48年12月11日、労民集26巻1号77頁）などは考察対象からはずした[13, p.27, p.54]。
5. 同一の事件であっても、1審、控訴審、上告審とある場合はそれぞれ別に数えた。たとえば、1審で合理性肯定、控訴審では合理性否定ということはよくある。

また、仮処分からはじまるものについても、これも別個のものとしてあかった。ただし差戻し審は含めていない。

6. 労働者側が敗訴であったとしても、就業規則変更において合理性否定のケースももちろんありうる（第四銀行事件（1審））。
7. 同一事案で異なるタイプ、例えば1審はC、控訴審はBに分類したケースもある。これは[13]にしたがっている（朝日火災海上保険事件（高田・1審、控訴審）など）。
8. レフェリーが指摘するように、不利益変更が重複して起こることがある。例えば朝日火災海上保険（高田）事件B-12,13では、会社体にもとない、A賃金、B退職金、C定年制のすべてに変更が生じた。簡単のためにAは無関係として、こうした重複を認める統計処理は次のようになる。

とりうる変数、結果をそれぞれ  $X; 0, 1, 2$  として

$$X = \begin{cases} 0 & \dots & B \cap \bar{C} & (B \text{のみ}) \\ 1 & \dots & C \cap \bar{B} & (C \text{のみ}) \\ 2 & \dots & B \cap C & (\text{重複}) \end{cases}$$

のようにすればよい。つまり分類されるカテゴリ  $B \cap \bar{C}$ 、 $C \cap \bar{B}$  にもう1つ  $B \cap C$  をつけ加えればよい。ただ、対象事案すべてを見る限り、重複するものは少数である。つまり、重複のケースに対応する標本数が、不利益が単独で起こる場合に比較して極端に少ないので、統計処理上、困難をとまなう。ゆえにこの論文では重複分類を認めていない。

また、朝日火災海上保険（高田）事件については、控訴審で退職金請求が現われ、この部分に関しては合理性なし、と判定され（労働者側勝訴）、その後会社側が上告し、上告棄却となったもの

である。上告審において1審原告（労働者側）は退職金以外の請求を争わなかった（大内 [ 13, p.90 ] 荒木 [ 2, p.285 ] を見る）

ところで表 2 - 1 から表 2 - 2、2 - 3、2 - 4、2 - 5 をみちびくことができる。

表 2 - 2

	肯定	否定		$Q$	$\chi^2_c$
B, C, D	43	40	83	0.21653, 1.36824	
A	18	26	44		
	61	66	127		

注) A : 賃金、 $Q > 0$  だから A に分類された事案は合理性否定の傾向がある。

表 2 - 3

	肯定	否定		$Q$	$\chi^2_c$
A, C, D	50	49	99	0.22390, 1.10067	
B	11	17	28		
	61	66	127		

注) B : 退職金

表 2 - 4

	肯定	否定		$Q$	$\chi^2_c$
A, B, D	48	55	103	-0.15044, 0.44623	
C	13	11	24		
	61	66	127		

注) C : 定年制

表 2 - 5

	肯定	否定		$Q$	$\chi^2_c$
A, B, C	42	54	96	-0.34313, 2.88827	
D	19	12	31		
	61	66	127		

注) D : 勤務時間その他

ここで表 2 - 2 の読み方は次のようである。

まず、A（賃金）と A 以外（B, C, D）に分け、それぞれで肯定か否定の件数を数える。また周辺部分の 83 は 43 と 40 の和である。こうして表 2 - 2 はあるタイプを指定するとき、合理性判断にちがいがあかどうかを示すものである。関連のつよさは  $Q$  ( $|Q| \leq 1$ )、 $\chi^2$  ( $\geq 0$ ) で測り、この場合は  $Q = 0.21653 > 0$  だからある案件が A に分類されると、それは結果として合理性否定となる傾向がい

く分見られるということである。Q は記述統計量で、十分ではないので  $\chi^2$  を見ると  $\chi_c^2 = 1.36824$  (計算値を  $\chi_c^2$  と書く) であり、この値は大きくない。通常  $\chi_c^2$  が 3.841 をこえると「関連がない」とは言えないが、表 2 - 2 のケースはそうなっていない。

以下、 $Q, \chi^2, \bar{\chi}^2$  の計算方法を示す ( $\bar{\chi}^2$  は  $\chi^2$  の修正統計量である)。  
いま  $2 \times 2$  の分割表を以下のように書く。

	肯定	否定	
$\bar{A}$	$n_{11}$	$n_{12}$	$n_{1.}$
A	$n_{21}$	$n_{22}$	$n_{2.}$
	$n_{.1}$	$n_{.2}$	$n$

ここで  $\bar{A}$  は A の排反事象である。つまり  $(A \cap \bar{A}) = \text{null}$ 。

そうすると関連を測る統計量としての Q は

$$Q = \frac{n_{11}n_{22} - n_{12}n_{21}}{n_{11}n_{22} + n_{12}n_{21}}$$

と定められる。この Q はもちろん、 $-1 < Q < +1$  をみताす。 $n_{ii}$  が  $n_{ij} (i \neq j)$  よりも比較的大きければ ( $n_{ii} \gg n_{ij}$ )、Q は 1 に近くなる。これはある事象が A に入れば結果としてその場合の不利益変更の合理性が否定されやすいことを意味する。

$n_{ii} \ll n_{ij}$  のケースは  $Q \doteq -1$  になる (A におちれば合理性肯定になりやすい)。

Q は記述統計量としてはよいが、統計的仮説検定には不向きである。

$H_0$ : 分類 A,  $\bar{A}$  と合理性肯定、否定は関連がない

$H_1$ : 関連はある

という仮説  $H_0, H_1$  をたてたときの検定量は次のようなものになる。

$$\chi^2 = \frac{n(n_{11}n_{22} - n_{12}n_{21})^2}{n_{.1}n_{.2} \cdot n_{.1}n_{.2}} \geq 0$$

この  $\chi^2$  は  $H_0$  のもとで近似的に自由度 1 のカイ 2 乗分布にしたがう (Bickel-Doksum [3, p.322] 池田 [5, p.205] 木下 [6, p.190]) から、 $\chi^2$  の値が大きいとき、 $H_0$  をすてればよい。例えば

$$\begin{aligned} Pr(H_0 \text{ をすてる} | H_0 \text{ が真}) &= (\text{Type I のエラー}) \\ &= 0.05 \end{aligned}$$

でカイ 2 乗分布の右側 5% 点は 3.841 (木下 [6, p.261]) だからデータ数  $n_{ij}$  から計算する  $\chi_c^2$  が  $\chi_c^2 > 3.841$  のとき、 $H_0$  をすてることになる (この場合に判定を誤まる確率は 0.05)。つまり「関連がない」とは言えないとする。

$\chi^2$  の欠点は  $n_{ij}$  が大きくなると  $H_0$  をすてやすくなる点にある。Q はこうした点には無関係である。

また、 $n_{ij} \leq 5$  のとき、カイ 2 乗への近似的程度がわるくことが知られている。 $n_{ij} \leq 5$  では  $\chi^2$  のかわりに

$$\bar{\chi}^2 = \frac{n(n_{11}n_{22} - n_{12}n_{21} - n/2)^2}{n_{.1}n_{.2} \cdot n_{.1}n_{.2}}$$

を採用するとよい(池田 [5, p.206])。この論文の表の一部においても  $n_{ij}$  が小さいケースは  $\bar{\chi}_c^2$  を示した。

いま、表 2 - 3、2 - 4、2 - 5 にもどると、表 2 - 3 の退職金に関するケースは表 2 - 2 の計算値とほぼ同様の結果をあたえているのがわかる。つまり、退職金計算方法の不利益変更も合理性はいく分否定されやすいが、決定的ではない。 $\chi_c^2$  の値は小さい。

他方、表 2 - 4、2 - 5 の定年制、あるいは勤務時間(その他)の不利益変更については合理性は肯定されやすい。 $Q$  は  $Q < 0$  である。とくに勤務時間(その他)のケース、表 2 - 5 では

$$Q = -0.34313, \chi_c^2 = 2.88827$$

だから肯定される度合いが表 2 - 2、2 - 3、2 - 4 よりも強く出ている。ただし  $\chi_c^2 = 2.88827 < 3.841$  だから統計的には有意ではない。

以上はカテゴリ  $A$  と  $\bar{A}$ 、あるいは  $B$  と  $\bar{B}$  のように不利益変更タイプのペアを作ったが、以下はタイプ  $A, B, C, D$  をプールして不利益変更と合理性肯定、否定の関連度を調べる。

さきの表 2 - 2 ~ 2 - 5 をよく見ると表 2 - 2、2 - 3 と表 2 - 4、2 - 5 では  $Q$  の符号が異なるのに気づく。つまり

$Q > 0$  では、合理性否定

$Q < 0$  のとき、合理性肯定

だから、全体の区分を  $(A, B)$ 、 $(C, D)$  とプールするのが自然である。たとえば  $A, (B, C, D)$  とすると  $Q$  の方向が異なる  $B$  と  $(C, D)$  がプールされることになり、これは分割表作成の意味を弱くする。

これらの事実は、不利益変更のうち、 $A$  賃金、 $B$  退職金については「当該条項が、そのような不利益を労働者に法的に受忍させることを許容できるだけの高度の必要性に基づいた合理的な内容のものである場合において、その効力を生ずるものというべきである」とされる(大曲市農協事件(上告審))点によってもうらづけられる。そこで  $(A, B)$ 、 $(C, D)$  で分類すると  $2 \times 2$  の分割表は表 2 - 6 のようになる。

$$Q > 0, \chi_c^2 = 4.00430 > 3.841$$

だから、 $A, B$  に含まれる事案は  $C, D$  と比較して不利益変更の合理性は否定される傾向にあり、 $\chi_c^2$  の値は 5% 水準で有意である。つまり



$H_0$  : (A, B) (C, D) で合理性判断にちがいが無い。

$H_1$  : ちがいはある

とすると、統計的には帰無仮説  $H_0$  は棄却される。ただし 1% の有意水準では有意点は 6.635 だから  $H_0$  を棄却する度合いはそれほどつよくはない。

表 2 - 6

	肯定	否定		$Q$	$\chi_c^2$
C, D	32	23	55	0.34703,	4.00430
A, B	29	43	72		
	61	66	127		

表 2 - 7

	肯定	否定		$Q$	$\chi_c^2$
C <sub>1</sub> , D	31	18	49	0.46745,	7.41747
A, B, C <sub>2</sub>	30	48	78		
	61	66	127		

つづいて見方を少し変えて、C を C<sub>1</sub>, C<sub>2</sub> ((C<sub>1</sub> ∩ C<sub>2</sub>) = φ) に分割し、

(A, B, C<sub>2</sub>) (C<sub>1</sub>, D)

を構成して分割表を示したのが表 2 - 7 である。C<sub>1</sub>, C<sub>2</sub> の内容は具体的には

C<sub>1</sub> : 定年制の新設

C<sub>2</sub> : 定年年齢の引き下げ

のようになっている。大内教授 [ 13, p.31 ] は C<sub>1</sub> においては合理性肯定、C<sub>2</sub> は合理性否定の傾向にあると述べる。C<sub>2</sub> に含まれる案件数 (= 6) のうち、合理性肯定になったケースは C-19 (表 C) の 1 件のみである。C<sub>1</sub>, C<sub>2</sub> の解釈は次のようにされることもある。

C<sub>1</sub> : 労働契約の白紙部分への新たな制限

C<sub>2</sub> : 既存の労働契約を遡及して不利益に変更

また国府氏は

労働条件の変更と使用者の法的対応策 : 定年年齢の引き下げができるか、とのタイトルのもとで、60 歳の定年制を 55 歳に変更できるかということですが、これは不利益変更の最たるものではないかと...

と述べる（[ 7 ] H 6 の報告）。理由は言うまでもなく不利益変更による影響の波及方向は

定年年齢引き下げ 賃金 退職金

となるからであろう。退職金支給額の低下をもたらす変更は単独であってもおこりうるが、長期にわたる賃金引き下げの変更は、退職金の支給額低下をともなう。

表 2 - 6、2 - 7 のちがいは明らかである。

Q,  $\chi_c^2$  はそれぞれ

	Q	$\chi_c^2$
表 2 - 6、	0.34703 ,	4.00430

表 2 - 7、	0.46745 ,	7.41747 ( > 6.635 )
----------	-----------	---------------------

と大きくなっているのがわかる。表 2 - 7 の  $\chi_c^2$  にあつては 1 % 水準においてさえも有意である。この 6.635 はカイ 2 乗分布の上側 1 % 点である。

つまり、これは不利益変更に関するある案件が A, B, C<sub>2</sub> に分類されると、合理性はつよく否定される傾向にあることを言っている（当該事件固有の不利益変更内容に言及することなく、ある案件が不利益変更のどのタイプかを見るのみで、合理性判断の結果をある程度予測できるだろう）。

以上は不利益変更を

- A . 賃金
- B . 退職金
- C . 定年制
- D . 勤務時間その他

の 4 タイプに分け、タイプごとで合理性肯定、否定の関連性を見るものであったが、より積極的にはどのような要素が入れば、不利益変更と肯定、否定の関連度はよりクリアになるかを考える。この点について、第四銀行事件（上告審）判決は次の合理性判断要素を列挙した。

「合理性の有無は、具体的には、就業規則の変更によって労働者が被る不利益の程度、使用者側の変更の必要性の内容・程度、変更後の就業規則の内容自体の相当性、代償措置その他関連する他の労働条件の改善状況、労働組合等との交渉の経緯、他の労働組合又は他の従業員の対応、同種事項に関する我が国社会における一般的状況等を総合考慮して判断すべきである。」

要素は 7 項目からなるが、以下簡単のために第 4 番目の「代償措置その他…」のみを取りあげる（これは土田教授の最近の論文 [ 15, p.40 ] から示唆を受けた）。

たとえば A . 賃金については個々の事件で代償措置があったかどうかで A を  $A_1$ ,  $A_2$  に再分類する。  
つまり

$A_1$  : 就業規則変更の背後で定年延長がなされているか。  
あるいは変更後においてさえも賃金総額に減少がない

$A_2$  : 賃金の切り下げがほとんど単独で発生  
のように区分する。賃金総額の減少があるケースはあきらかに不利益変更である ([ 16 ])。具体的には  $A_1$  に含まれる案件としては

- 9, 10, 11 第四銀行事件 ( 9, 10, 11 は論文うしろの表 A の番号 )
- 24 青森放送事件
- 36 日本貨物鉄道 ( 賃金請求 ) 事件
- 39 日本貨物鉄道 ( 定年時差別 ) 事件  
( 以上は定年延長をともなう )
- 20, 21, 22 第一小型ハイヤー事件
- 17 高円寺交通事件
- 42 ハクスイテック事件
- 8 都タクシー事件
- 19 安田生命保険事件
- 31 安田生命保険事件
- 18 福岡中央郵便局事件
- 25 大阪相互タクシー事件  
( 以上は賃金総額に関係 )

となっている。こうして

$A_1$  に含まれる件数、16

$A_2$  に含まれる件数、28

である。

$B_1$  の内容も  $A_1$  のそれと同様である。

$B_1$  : 背後に定年延長、あるいは賃金上昇がある

$B_2$  : 退職金支給率低下が単独で発生

とすると  $B_1$  に属する事件は

- 9, 10, 11 大曲市農協事件

## 17 空港環境整備協会事件

の4件で他は $B_2$ に分類した。

ここで代償措置の有無に関する対象をA, B, Dのタイプに適用し、再分類する場合、代償が外側からあきらかに見えるものに限った。例えばA-9の第四銀行事件、B-9大曲市農業協同組合事件には確実に定年年齢の延長がある。こうして有効な代償措置があるかないかが(A, B, D)を( $A_1, B_1, D_1$ ), ( $A_2, B_2, D_2$ )と比較的うまく再分類可能にする。他方、Cの定年制においては合理性肯定、否定を決定的に分けるものは代償措置ではなく、労働契約の白紙部分への新たな書き込み(定年制の新設)か、既存の労働契約を遡及しての不利益変更(定年年齢の引き下げ)かの形式的なものである。裁判所の合理性判断もこうした観点に立つ。また定年制新設の不利益変更において裁判所が言及するのは、代償措置の存在というよりも、急激な変更を緩和する経過措置の導入、社会的な意味での相当性である(たとえば、C-1秋北バス事件を見る)。

Cについては先の区分を維持し、 $C_2$ (定年年齢引き下げのケース)に含まれる案件は表のCより

- 17, 18 広島荷役事件
- 20 大阪府精神薄弱者コロニー事業団事件
- 19 朝日火災海上保険事件(高田・1審)
- 21 朝日火災海上保険事件(石堂・仮処分)
- 8 合同タクシー事件

$C_2$ に含まれる件数、 6

$C_1$ に含まれる件数、 18

である。 $D_1, D_2$ についても

$D_1$ : 背後に年間労働時間の減少、あるいは賃金の基本的部分は上昇

$D_2$ : 不利益変更がほとんど単独で発生

としよう。 $D_1$ に含まれる事案は以下のものである。

- 8, 9, 10 タケダシステム事件
- 12, 13, 14 函館信用金庫事件
- 16, 17, 18 羽後銀行事件
- 27 伊達信用金庫事件
- 29 JR西日本(労働時間制度変更)事件

$D_1$ に含まれる件数、 11

$D_2$ に含まれる件数、 20

そうしてこれら $A_i, B_i, C_i, D_i$  ( $i = 1, 2$ )に関して合理性判断を肯定、否定に区分し、その件数をかかげたのが表2-8である。さらに( $A_1, B_1, C_1, D_1$ )と( $A_2, B_2, C_2, D_2$ )について $2 \times 2$ の分割表を作る

と表 2 - 9 になる。もちろん (A<sub>1</sub>, B<sub>1</sub>, C<sub>1</sub>, D<sub>1</sub>) のケースは、「代償措置その他関連する他の労働条件の改善状況」がともなうケースである (C<sub>1</sub> については単なる定年制の新設に関する)。

表 2 - 8

	肯定	否定	
A <sub>1</sub>	13	3	16
A <sub>2</sub>	5	23	28
B <sub>1</sub>	3	1	4
B <sub>2</sub>	8	16	24
C <sub>1</sub>	12	6	18
C <sub>2</sub>	1	5	6
D <sub>1</sub>	8	3	11
D <sub>2</sub>	11	9	20
	61	66	127

表 2 - 9

	肯定	否定	Q	$\chi^2_c$
A <sub>1</sub> , B <sub>1</sub> , C <sub>1</sub> , D <sub>1</sub>	36	13	49	0.70891, 20.68240
A <sub>2</sub> , B <sub>2</sub> , C <sub>2</sub> , D <sub>2</sub>	25	53	78	
	61	66	127	

表 2 - 9 からあきらかなようにこうした区分 (A<sub>1</sub>, B<sub>1</sub>, C<sub>1</sub>, D<sub>1</sub>), (A<sub>2</sub>, B<sub>2</sub>, C<sub>2</sub>, D<sub>2</sub>) と合理性肯定、否定の関連度は数量的にきわめて高いのが読みとれる。

$$\chi^2_c = 20.6824 > 7.879$$

7.879 は  $\chi^2$  分布の上側 0.005 % 点

となっている。不利益変更へ代償措置、あるいはその他関連する他の労働条件の改善状況があれば、つまりある案件が (A<sub>1</sub>, B<sub>1</sub>, C<sub>1</sub>, D<sub>1</sub>) に含まれるとすると、そのケースの合理性判断は肯定されやすくなる。

また、表 2 - 9 で

1)  $n_{12} = 13$  : (A<sub>1</sub>, B<sub>1</sub>, C<sub>1</sub>, D<sub>1</sub>) に入るにもかかわらず合理性が否定された件数

2)  $n_{21} = 25$  : (A<sub>2</sub>, B<sub>2</sub>, C<sub>2</sub>, D<sub>2</sub>) に属するにもかかわらず合理性肯定の件数

から

(通常とは判断が逆になる件数) / (全体の件数)

$$= (n_{12} + n_{21}) / n$$

$$= 38 / 127$$

$$= 0.29921$$

となることもわかる。この2)にあてはまるケースとしては、B-14日魯造船事件があり、その内容は更生会社において退職金の支給率を85%に一方向的に下げたものである。これは第四銀行事件(上告審)判決で言う、2. 変更の必要性、3. 相当性、5. 労働組合との交渉の経緯はクリアされているという司法判断があったと見てよいだろう(ただし、時間的には第四銀行事件は新しい)。

表2-2から表2-9を見ると不利益変更タイプA, B, C, Dにおいて、合理性が比較的肯定されやすいのは以下であることがわかる。

- 1 定年制の新設(C<sub>1</sub>)
- 2 退職金支給率の不利益変更であれば、定年年齢の延長等、代償措置を確実にともなっているケース(B<sub>1</sub>)
- 3 勤務時間帯のシフト等、経済社会の変化にともなう制度的な意味での不利益変更(D)

(以上の1~3はレフェリーの指摘によって追加したものである)

次に(A<sub>1</sub>, A<sub>2</sub>), (B<sub>1</sub>, B<sub>2</sub>), (C<sub>1</sub>, C<sub>2</sub>), (D<sub>1</sub>, D<sub>2</sub>)について2×2の分割表を構成したのが表2-10である。QはA(賃金) B(退職金) C(定年制)が高い値をとるが、標本数n<sub>ij</sub>に問題があるので、あまり確定的ではない。信頼できるのはA(賃金)に関する分割表である。修正された $\bar{\chi}_c^2$ の値は

$$\bar{\chi}_c^2 = 14.40560 > 7.879$$

$$7.879 : \chi^2 \text{ 分布の上側 } 0.005 \% \text{ 点}$$

だから、結果はこの場合「A<sub>1</sub>, A<sub>2</sub>で合理性肯定、否定に関連はない」とは言えないことを言っている。また、代償措置、あるいは他の労働条件の改善状況が付された場合、案件が逆に判断される割合は(つまり、代償措置があるのにもかかわらず合理性否定、あるいは代償措置がないケースでの合理性肯定)

$$(n_{12} + n_{21}) / n = 8 / 44$$

$$\approx 0.18181$$

となっているのがわかる。

表2-10

	肯定	否定		Q	$\bar{\chi}_c^2$
A <sub>1</sub>	13	3	16	0.90445,	14.40560
A <sub>2</sub>	5	23	28		
	18	26	44		
	肯定	否定		Q	$\bar{\chi}_c^2$
B <sub>1</sub>	3	1	4	0.71428,	
B <sub>2</sub>	8	16	24		
	11	17	28		

	肯定	否定		$Q$	$\bar{\chi}_c^2$
$C_1$	12	6	18	0.81818,	
$C_2$	1	5	6		
	13	11	24		

	肯定	否定		$Q$	$\bar{\chi}_c^2$
$D_1$	8	3	11	0.37142, 0.34130	
$D_2$	11	9	20		
	19	12	31		

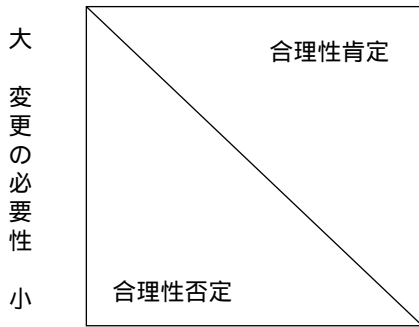
注)  $\bar{\chi}_c^2$  統計量の定義は本文にある。B, C については、 $n_{ij}$  が極端に小さい値をとるので  $\bar{\chi}_c^2$  の計算値をのせていない。

### 3 変更の必要性と内容の相当性

最後に荒木教授が言う就業規則に関する変更の必要性と内容の相当性の相補的判断についてコメントをあたえる(図3-1, 3-2は荒木[2, pp.263-267]による)。

<図3-1: 変更の必要性と

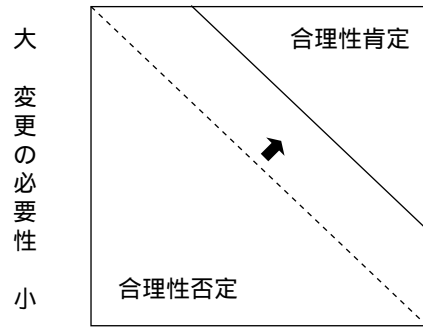
内容の相当性の相補的判断>



小 変更内容の相当性 大

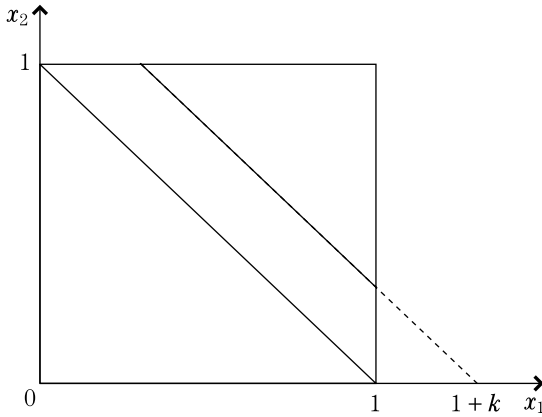
<図3-2: 重要な労働条件変更の

合理性判断>



小 変更内容の相当性 大

< 図 3 - 3 >



< 図 3 - 4 >

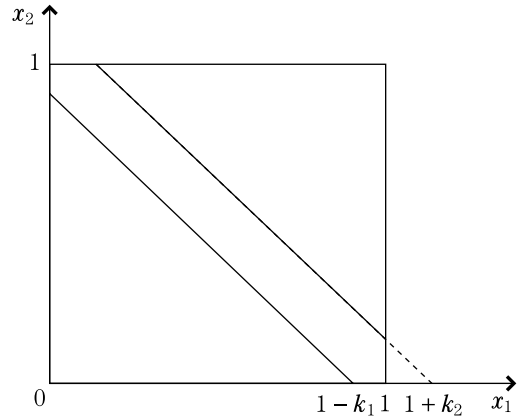


図 3 - 1、3 - 2 の意味は以下のものである。

( 3.1 )  $x_1$  : 変更内容の相当性 (相当性があるほど  $x_1$  は大きい)

$x_2$  : 変更の必要性 (使用者側による必要性が大きくなるほど  $x_2$  は大きくなる)

とすると図 3 - 1 の 45 度線は

( 3.2 )  $x_1 + x_2 = 1$

を言っており (右辺の 1 は正の定数でもよいが、この仮定は一般性を失わない)、ある特定の事案の相対性の大きさ、必要性の大きさをそれぞれ  $x_1^*, x_2^*$  とすると、 $(x_1^*, x_2^*)$  が

( 3.3 )  $x_1^* + x_2^* > 1$

をみたせば、その場合の就業規則不利益変更は合理性肯定と判断されることになる。( 3.3 ) がみたされなければ合理性否定である。

つづいて、大曲市農協事件 (上告審) のように就業規則の変更内容が賃金、退職金に関するものであれば、( 3.2 ) の右辺の 1 は  $1+k$ 、 $k > 0$  に変化し、( 3.2 ) の代わりに

( 3.4 )  $x_1 + x_2 = 1+k$ ,  $0 \leq x_1 \leq 1$ ,  $0 \leq x_2 \leq 1$

が合理性判断の境界をあたえる (図 3 - 2 , 3 - 3 )、 $x_1 + x_2 < 1+k$  をみたす  $(x_1, x_2)$  の領域は当然大きくなる。

いまこの  $k$  は数量的にどの程度であろうか。これを表 A, B, C, D の事件数から計算するには次のような仮定をおく。

1) 図 3 - 4 の  $1 \geq x_1 > 0$ ,  $1 \geq x_2 > 0$  で個々の事案に関する  $(x_1^*, x_2^*)$  は一様に分布する。

この仮定は合理性肯定、否定の割合が図 3 - 4 の右上、左下の三角形の面積になることを意味する。

そうすると、仮定 1) のもとでは  $k$  よりも  $k_1, k_2$  を計算するのが自然である。

(C, D) (A, B) の区分について



$$(3.5) \quad \frac{(1-k_1)^2}{2} = \frac{n_2(C, D)}{n(C, D)} = \frac{23}{55} < \frac{1}{2}$$

$$\left\{ 1 - \frac{(1-k_2)^2}{2} \right\} = \frac{n_2(A, B)}{n(A, B)} = \frac{43}{72} > \frac{1}{2}$$

となる。ここで  $n(C, D)$  は、カテゴリ C, D に入る事件数、 $n_2(C, D)$  はそのうち合理性否定となった件数である。 $n(A, B)$ 、 $n_2(A, B)$  についても同様。

結果は

$$(1-k_1)^2 = \frac{23}{55} \cdot 2$$

$$1-k_1 = \sqrt{\frac{46}{55}}$$

$$k_1 = 1 - \sqrt{\frac{46}{55}}$$

$$= 0.085470$$

$$\frac{(1-k_2)^2}{2} = 1 - \frac{43}{72}$$

$$(1-k_2)^2 = \frac{29}{72} \cdot 2$$

$$k_2 = 1 - \sqrt{\frac{58}{72}}$$

$$= 0.10247$$

つまり、合理性判断をわける 45 線は定年制 C、勤務時間 D、に関するケースを

$$x_1 + x_2 = 0.91452$$

とすると、賃金 A、退職金 B では

$$x_1 + x_2 = 1.10247$$

となる。

以上の計算はもちろん展開可能である。

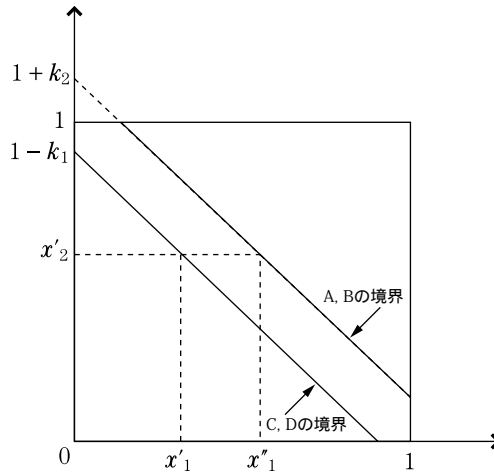
- 1) 不利益変更のタイプを (A, B, C<sub>2</sub>) (C<sub>1</sub>, D) に区分すれば上の  $k_1$ 、 $k_2$  の部分は大きくなる。
- 2) 合理性を区分する式を  $x_1 + x_2$  ではなく、他の表現方法  $f(x_1, x_2)$  を選ぶことも可能である。
- 3) 多数組合が不利益変更拒否のケースを  $x_1 + x_2 = 1$  とするとき、これとは反対に組合が同意であれば、45 度線は

$$(3.6) \quad x_1 + x_2 = 1 - k', \quad k' > 0$$

になると言う(荒木 [ 2 ])。こうした場合の  $k'$ 、あるいはその修正値の大きさを表 A, B, C, D の事件数から事後的に計算することができる。それには事案のうち、多数組合が就業規則変更同意をしている件数を数えればよい。

(3.6) のような表現方法は  $x_1, x_2$  を合理性判断における内生変数(モデルの中で決まる変数)、多

&lt; 図 3 - 5 &gt;



数組合の同意、拒否を外生変数（モデルの外で決まる変数）と考えていることに他ならない。多数組合に関する要素は第四銀行事件最高裁判決で第5番目の項目にあたるものである（そうすると不利益変更のタイプによる区分の仕方、(A, B)か(C, D)も外生変数として見ていることになる）。

4) 荒木教授 [ 2, pp.263-264 ] の説明にもあるが、不利益変更の2つのタイプ「A 賃金、B 退職金」「C 定年制、D その他」で  $1 - k_1 < 1 + k_2$  ということは、「A, B」、「C, D」で変更の必要性が同程度のとき ( $x'_2$ )、合理性肯定であるためには、対応する相当性の大きさが「A, B」、「C, D」ではそれぞれ、 $x''_1, x'_1$  以上であり、「A, B」については  $x''_1 - x'_1$  の大きさだけ相当性が余計に要求されるということである。つまり、「A, B」では代償措置、相当性が、 $x''_1 - x'_1$  だけ追加してとられることが必要である（図3 - 5）。また、くり返すが、「A, B」、「C, D」の事案数をそれぞれ1に基準化したとき、 $k_1, k_2$  の値は判例データ数から事後的に数値計算可能で、荒木教授の見解が確かに読みとれるということが本節3のポイントである。

#### 注

論文を書き上げる過程で多くの方々からコメントを受けた。とくに田中寧（経済学部）、日渡紀夫（法学部）、宮下洋（経営学部）の方々にはお礼を申し上げる。

また、法学専攻のレフェリーより5点にわたる詳細で的確なコメントをいただいた。いずれもほとんど正しい。厚くお礼を申し上げる。本文中に回答を示したつもりではあるが、レフェリーにはおそらく不十分であることは承知している。本稿がとるようなスタイル、つまり判例データ等に計量経済、統計的な処理をかけることに関しては Epstein-King の長大な批判論文がある。

Epstein, Lee and Gary King (2002) "Exchange: Empirical Research and the Goals of Legal Scholarship: The Rules of Inference," *University of Chicago Law Review*, vol.69, (Winter 2002): pp.1-133.

さらに、読者は最近の書評論文、神林龍「労働の法と経済学」日本労働研究雑誌、No.518, 2003年 pp.69-81、を参照されるとよい。

### 表の読み方

#### 1) 判例集略記例

判 時 判例時報  
 判 タ 判例タイムズ  
 民 集 [大審院または最高裁判所] 民事判例集  
 労経速 労働経済判例速報  
 労 判 労働判例  
 労民集 労働関係民事裁判例集

#### 2) A: 賃金

B: 退職金

C: 定年制

D: 勤務時間その他

#### 3) 表において \* のついている番号：合理性否定

† のついている番号：(A<sub>1</sub>, B<sub>1</sub>, C<sub>1</sub>, D<sub>1</sub>) に分類される案件

#### 4) 番号の右にバーを付してある事件は 29 件あり、労働基準関係判例検索、<http://www.zenkiren.or.jp/hanrei/> から採用した。

### 表 A. 賃金

- 1 \* 日本貨物検数協会事件 (1 審)・東京地判昭和 46 年 9 月 13 日労民集 22 巻 5 号 886 頁。
- 2 \* 同事件 (控訴審)・東京高判昭和 50 年 10 月 28 日判時 794 号 50 頁。
- 3 \* 全日本検数協会大阪支部事件・大阪地判昭和 53 年 8 月 9 日労民集 29 巻 4 号 590 頁。
- 4 \* 山手モータース事件・神戸地判昭和 47 年 12 月 5 日判タ 289 号 254 頁。
- 5 \* 都タクシー事件・京都地判昭和 49 年 6 月 20 日労民集 27 巻 6 号 628 頁。
- 6 \* 有田交通事件・和歌山地判昭和 55 年 6 月 30 日労判 366 号付録 27 頁。
- 7 \* 日本近距離航空事件・札幌地判昭和 53 年 11 月 6 日判タ 380 号 144 頁。
- 8 † 都タクシー事件・新潟地判昭和 47 年 4 月 7 日労経速 779 号 7 頁。
- 9 \* 第四銀行事件 (1 審)・新潟地判昭和 63 年 6 月 6 日判時 1280 号 25 頁。
- 10 † 同事件 (控訴審)・東京高判平成 4 年 8 月 28 日判時 1437 号 60 頁。
- 11 † 同事件 (上告審)・最 2 小判平成 9 年 2 月 28 日民集 51 巻 2 号 705 頁。
- 12 \* みちのく銀行事件 (1 審)・青森地判平成 5 年 3 月 30 日労民集 44 巻 2 号 353 頁。
- 13 同事件 (控訴審)・仙台高判平成 8 年 4 月 24 日労民集 47 巻 1・2 号 135 頁。
- 14 \* 同事件 (上告審)・最 1 小判平成 12 年 9 月 7 日労判 787 号 6 頁。
- 15 \* 駸々堂事件・大阪地決平成 7 年 9 月 22 日労判 681 号 31 頁。
- 16 駸々堂事件・大阪地判平成 8 年 5 月 20 日労判 697 号 42 頁。
- 17 † 高円寺交通事件・東京地判平成 2 年 6 月 5 日労判 564 号 42 頁。

- 18<sup>1</sup> 福岡中央郵便局事件・福岡地判平成6年6月22日労判673号138頁。
- 19<sup>1</sup> 安田生命保険事件・東京地判平成7年5月17日労判677号17頁。
- 20<sup>\*1</sup> 第一小型ハイヤー事件(1審)・札幌地判昭和63年4月19日労判630号12頁。
- 21<sup>\*1</sup> 同事件(控訴審)・札幌高判平成2年12月25日労判630号9頁。
- 22<sup>1</sup> 同事件(上告審)・最2小判平成4年7月13日労判630号6頁。
- 23 基督教視聴覚センター事件・東京地判61年7月29日労判481号付録85頁。
- 24<sup>1</sup> 青森放送事件・青森地判平成5年3月16日労判630号19頁。
- 25<sup>1</sup> 大阪相互タクシー事件・大阪地判平成4年12月11日労判620号37頁。
- 26 三菱重工業事件・長崎地判平成3年4月16日労判591号51頁。
- 27 三菱重工業事件・長崎地判平成4年7月16日労経速1470号3頁。
- 28<sup>\*</sup> 大輝交通事件・東京地判平成7年10月4日労判680号34頁。
- 29<sup>\*-</sup> アーク証券(第1次仮処分)事件・東京地決平成8年12月11日労判711号57頁。
- 30<sup>\*-</sup> 丸萬産業事件・大阪地決平成8年12月17日労判720号95頁。
- 31<sup>1</sup> 安田生命保険事件・東京地判平成9年6月12日労判720号31頁。
- 32<sup>\*-</sup> 広島第一交通事件・広島地決平成10年5月22日労判751号79頁。
- 33<sup>\*-</sup> ユニ・フレックス事件・東京地判平成10年6月5日労判748号117頁。
- 34<sup>\*-</sup> アーク証券(第2次仮処分)事件・東京地決平成10年7月17日労判749号49頁。
- 35<sup>\*-</sup> 池添産業事件・大阪地判平成11年1月27日労判760号69頁。
- 36<sup>1</sup> 日本貨物鉄道(賃金請求)事件・東京地判平成11年8月24日労判780号84頁。
- 37<sup>\*-</sup> 日本交通事業社事件・東京地判平成11年12月17日労判778号28頁。
- 38<sup>\*-</sup> 松田砂利工業事件・大分地判平成11年12月21日労経速1721号22頁。
- 39<sup>1</sup> 日本貨物鉄道(定年時差別)事件・名古屋地判平成11年12月27日労判780号45頁。
- 40<sup>\*-</sup> アーク証券(本訴)事件・東京地判平成12年1月31日労判785号45頁。
- 41<sup>\*-</sup> シーエーアイ事件・東京地判平成12年2月8日労判787号58頁。
- 42<sup>1</sup> ハクスイテック事件・大阪地判平成12年2月28日労判781号43頁。
- 43<sup>\*-</sup> 徳島南海タクシー(未払賃金)事件・徳島地判平成12年3月24日労判784号30頁。
- 44<sup>\*-</sup> 大阪厚生信用金庫事件・大阪地判平成12年11月29日労判802号38頁。

表 B. 退職金

- 1 \* 栗山精麦事件・岡山地玉島支判昭和44年9月26日判時592号93頁。
- 2 \* 大阪日日新聞社事件(控訴審)・大阪高判昭和45年5月28日判時612号93頁。
- 3 \* ダイコー事件・東京地判昭和50年3月11日判時778号105頁。
- 4 \* 御國ハイヤー事件・高知地判昭和55年7月17日判時354号65頁。
- 5 \* 同事件(控訴審)・高松高判昭和56年9月17日労判425号79頁。
- 6 \* 同事件(上告審)・最2小判昭和58年7月15日判時1101号119頁。
- 7 \* 総合健康リサーチセンター事件・大阪地判昭和58年9月27日労判418号36頁。
- 8 \* 平和運送事件・大阪地判昭和58年11月22日労経速1188号3頁。
- 9<sup>1</sup> 大曲市農協事件(第1審)・秋田地大曲支判昭和57年8月31日判時1143号150頁。

- 10\*† 同事件（控訴審）・仙台高秋田支判昭和 59 年 11 月 28 日判時 1143 号 147 頁。
- 11† 同事件（上告審）・最 3 小判昭和 63 年 2 月 16 日労判 512 号 7 頁。
- 12\* 朝日火災海上保険事件（高田・控訴審）・平成 4 年 12 月 21 日労判 691 号 22 頁。
- 13\* 同事件（高田・上告審）・最 3 小判平成 8 年 3 月 26 日民集 50 巻 4 号 1008 頁。
- 14 日魯造船事件・仙台地判平成 2 年 10 月 15 日労民集 41 巻 5 号 846 頁。
- 15 名古屋学院事件（1 審）・名古屋地判平成 3 年 5 月 31 日労民集 42 巻 3 号 415 頁。
- 16 同事件（控訴審）・名古屋高判平成 7 年 7 月 19 日労民集 46 巻 4 号 1076 頁。
- 17† 空港環境整備協会事件・東京地判平成 6 年 3 月 31 日判タ 853 号 184 頁。
- 18\* クレジット債権管理組合等事件・福岡地判平成 3 年 2 月 13 日労民集 42 巻 1 号 83 頁。
- 19\* アイエムエフ事件・東京地判平成 5 年 7 月 16 日労判 638 号 58 頁。
- 20\* 三協事件・東京地判平成 7 年 3 月 7 日判タ 877 号 194 頁。
- 21\* やまざき事件・東京地判平成 7 年 5 月 23 日労判 686 号 91 頁。
- 22\* 関西外国語大学事件・大阪地判平成 6 年 5 月 30 日労判 654 号 47 頁。
- 23 朝日火災海上保険事件（石堂・本訴）・神戸地判平成 5 年 2 月 23 日判タ 833 号 190 頁。
- 24 同事件（石堂・控訴審）・大阪高判平成 7 年 2 月 14 日判タ 889 号 281 頁。
- 25 同事件（石堂・上告審）・最 1 小判平成 9 年 3 月 27 日判時 1607 号 131 頁。
- 26 - 東京油槽事件・東京地判平成 10 年 10 月 5 日労判 758 号 82 頁。
- 27\*- 産業工学研究所事件・大阪地判平成 10 年 10 月 30 日労判 754 号 37 頁。
- 28 - 東京ゼネラル（退職金）事件・東京地判平成 12 年 1 月 21 日労判 788 号 84 頁。

表 C. 定年制

- 1† 秋北バス事件（上告審）・最大判昭和 43 年 12 月 25 日民集 22 巻 13 号 3459 頁。
- 2\*† 東香里病院事件・大阪地決昭和 52 年 3 月 23 日労判 279 号 56 頁。
- 3\*† 丸大運送店事件・神戸地判昭和 56 年 3 月 13 日労判 363 号 58 頁。
- 4† 上智学院事件・東京高判昭和 46 年 11 月 30 日判タ 277 号 183 頁。
- 5† 一草会事件・名古屋地判昭和 48 年 10 月 31 日労経速 841 号 3 頁。
- 6† 小川証券事件・大阪地判昭和 57 年 2 月 4 日労判 318 号付録 15 頁。
- 7\*† 西九州自動車事件・佐賀地判昭和 47 年 11 月 10 日労判 165 号 56 頁。
- 8\* 合同タクシー事件・福岡地小倉支判昭和 45 年 12 月 8 日判タ 257 号 198 頁。
- 9\*† 大沢みづほ会事件・盛岡地決昭和 57 年 6 月 9 日労判 394 号付録 29 頁。
- 10† 工学院大学事件・東京地判昭和 59 年 5 月 15 日労判 431 号 62 頁。
- 11† 工学院大学事件・東京地決昭和 61 年 3 月 24 日労経速 1253 号 15 頁。
- 12† 工学院大学事件・東京地判平成元年 7 月 10 日労判 543 号 40 頁。
- 13† フジタ工業事件・名古屋地決平成 2 年 7 月 10 日労判 569 号 55 頁。
- 14† 愛知医科大学事件・名古屋地決平成 4 年 11 月 10 日労判 627 号 60 頁。
- 15† 住道美容事件・大阪地決平成 8 年 9 月 9 日労判 703 号 29 頁。
- 16\*† ヤマゲンパッケージ事件・大阪地決平成 9 年 11 月 4 日労判 738 号 55 頁。
- 17\* 広島荷役事件・広島地判昭和 62 年 5 月 20 日労民集 39 巻 6 号 609 頁。

- 18\* 同事件（控訴審）・広島高判昭和63年11月22日労民集39巻6号593頁。  
 19 朝日火災海上保険事件（高田・1審）・福岡地小倉支判平成元年5月30日判時1318号127頁。  
 20\* 大阪府精神薄弱者コロニー事業団事件・大阪地堺支判平成7年7月12日判時682号64頁。  
 21\* 朝日火災海上保険事件（石堂・仮処分異議）・神戸地判平成2年1月26日判時562号87頁。  
 22\*<sup>1-</sup> 関西定温運輸事件・大阪地判平成11年9月7日判時748号86頁。  
 23<sup>1-</sup> 済生会・東京済生会中央病院(定年退職)事件・東京地判平成11年8月24日判時777号61頁。  
 24<sup>1-</sup> 新潟・土木建築請負会社事件・東京高判平成12年8月23日判時1730号152頁。

## 表 D. 勤務時間およびその他

- 1 \* 東京焼結金属事件・浦和地川越支判昭和50年3月24日判時233号66頁。  
 2 \* 光洋精工事件・徳島地決昭和51年7月29日判時262号55頁。  
 3 \* ソニー事件・東京地判昭和51年1月30日判時808号96頁。  
 4 ソニー・ソニーマグネブログダツ事件・東京地判昭和58年2月24日判時1079号106頁。  
 5 \* 高野メリヤス事件・東京地判昭和51年10月29日判時841号102頁。  
 6 \* ミロク製作所事件・高知地判昭和53年4月20日判時889号99頁。  
 7 \* 門司信用金庫事件・福岡地小倉支判昭和53年12月7日判時931号122頁。  
 8 † タケダシステム事件・東京地判昭和51年11月12日労民集27巻6号635頁。  
 9 \*<sup>1</sup> 同事件（控訴審）・東京高判昭和54年12月20日労民集30巻6号1248頁。  
 10<sup>1</sup> 同事件（上告審）・最2小判昭和58年11月25日判時1101号114頁。  
 11 石川島播磨東二工場事件・東京地判昭和52年8月10日労民集28巻4号366頁。  
 12<sup>1</sup> 函館信用金庫事件（1審）・函館地判平成6年12月22日労民集48巻4号433頁。  
 13\*<sup>1</sup> 同事件（控訴審）・札幌高判平成9年9月4日労民集48巻4号362頁。  
 14<sup>1-</sup> 同事件（上告審）・最2小判平成12年9月22日判時788号17頁。  
 15\* 平和第一交通事件・福岡地久留米支決昭和61年10月28日判時499号71頁。  
 16<sup>1</sup> 羽後銀行事件（1審）・秋田地判平成4年7月24日労民集43巻4号662頁。  
 17\*<sup>1</sup> 同事件（控訴審）・仙台高秋田支判平成9年5月28日労民集48巻3号186頁。  
 18\*<sup>-</sup> 同事件（上告審）・最3小判平成12年9月12日判時788号23頁。  
 19 北九州市事件・福岡地判昭和53年2月28日労民集29巻1号111頁。  
 20 日本書籍出版協会事件・東京地判平成2年10月29日判時758号189頁。  
 21 日本調査事件・東京地判昭和60年4月24日判時451号4頁。  
 22 三和機材事件・東京地判平成7年12月25日判時909号163頁。  
 23\* 草加ダイヤモンド交通事件・浦和地越谷支決平成8年8月16日労民集47巻4号357頁。  
 24 一草会事件・名古屋地判昭和48年12月26日判時193号25頁。  
 25 三菱重工業長崎造船所事件・長崎地判平成元年2月10日労民集40巻1号64頁。  
 26 同事件（控訴審）・福岡高判平成7年4月20日労民集46巻2号805頁。  
 27<sup>1</sup> 伊達信用金庫事件・札幌地室蘭支判平成7年3月27日判時891号120頁。  
 28 - フットワークエクスプレス（大津）事件・大津地判平成10年11月17日判時756号44頁。  
 29<sup>1-</sup> JR西日本（労働時間制度変更）事件・大阪地判平成11年3月29日判時761号58頁。

- 30\* - 日本航空（操縦士）事件・東京地判平成 11 年 11 月 25 日労判 778 号 49 頁。  
 31 - 川崎製鉄（出向）事件・神戸地判平成 12 年 1 月 28 日労判 778 号 16 頁。

### 参考文献

- [ 1 ] 青野覚「判例における合理性判断法理の到達点と課題」日本労働法学会誌、92 号、1998 年、pp.125-146。  
 [ 2 ] 荒木尚志『雇用システムと労働条件変更法理』有斐閣、2001 年。  
 [ 3 ] Bickel, P. J. and K. A. Doksum, *Mathematical Statistics : Basic Ideas and Selected Topics*, Holden Day, San Francisco, 1977.  
 [ 4 ] 福島正「成果主義賃金体系の導入、賃金体系の変更、人事考課」労働経済判例速報、No.1772、2001 年、pp.15-32。  
 [ 5 ] 池田貞男・松井敬・富田幸弘・馬場善久『統計学、データから現実をさぐる』内田老鶴圃、1991 年。  
 [ 6 ] 木下宗七編『入門統計学』有斐閣、1996 年。  
 [ 7 ] 国府敏男「労働条件の変更と使用者の法的対応策、定年年齢の引き下げができるか」第 78 回経営法曹全国大会 H 6.10.27-28、日経連主催、経営法曹、109 巻、1995 年、pp.97-123。  
 [ 8 ] 村中孝史「賃金を減額する就業規則変更の効力が認められた例、京都地裁平成 13 年 3 月 30 日判決 NTT 事件（労判 804 号 19 頁）」民商法雑誌、125 巻、第 4・5 号、2002 年、pp.626-649。  
 [ 9 ] 野田進「労働判例の動き」平成 12 年度重要判例解説、ジュリスト、No.1202、2001 年、pp.198-208。  
 [ 10 ] 「労働判例の動き」平成 14 年度重要判例解説、ジュリスト、No.1246、2003 年、pp.191-198。  
 [ 11 ] 王能君『就業規則判例法理の研究』信山社、2003 年。  
 [ 12 ] 大竹文雄・藤川恵子「日本の整理解雇」猪木武徳・大竹文雄編『雇用政策の経済分析』東京大学出版会、2001 年、pp.3-28。  
 [ 13 ] 大内伸哉『労働条件変更法理の再構成』有斐閣、1999 年。  
 [ 14 ] 菅野和夫『労働法』第 6 版、弘文堂、2003 年。  
 [ 15 ] 土田道夫「最近の労働判例の問題点」労働経済判例速報、No.1832、2003 年、pp.20-46。  
 [ 16 ] 最高裁判所事務総局「労働関係民事・行政事件担当裁判官協議会における協議の概要」H10.10.27、労働法律旬報、No.1524、2001 年、pp.14-23。

# Classifying Cases of Disadvantageous Changes in the Work Rules : Some Finite Sample Results

Yusaku KATAOKA

## Abstract

The present paper is concerned with the case of formulation of new work rules or with the case of changes of existing work rules.

As to a change of work rules where such a change is detrimental to the interests of employees, as the judicial precedents of Supreme Court rulings show, judgements have to be made as to whether adequate rationality exists, even with due consideration of the detriments to the interest of the employees, to affirm that a particular clause (in a work rule) has judicially binding norm in the relationship between the employer and the employee from standpoints of the necessity of the change and the rationality/reasonableness of the contents of the work rule after such change.

Let many characteristics have only two categories. A case related to the disadvantageous changes of work rules either: is or is not accompanied by presence of compensation measures: is or is not rational/reasonable after all; etc.

We want to know whether such characteristics are linked or are independent. For instance, presence of the compensation measures and rationality/reasonableness have any relation to each other?

Let us call the possible categories or states of the first characteristic  $A$  and  $\bar{A}$  and of the second  $B$  and  $\bar{B}$ . Then, a randomly selected case from the population can be one of four types  $AB, A\bar{B}, \bar{A}B, \bar{A}\bar{B}$ . Denote the probabilities of these types by  $p_{11}, p_{12}, p_{21}, p_{22}$ , respectively. Independent classification then means that the events [Being an  $A$ ] and [Being a  $B$ ] are independent or in terms of the  $p_{ij}$ ,

$$p_{ij} = (p_{i1} + p_{i2})(p_{1j} + p_{2j}).$$

To study the relation between the two characteristics we take a random sample of size  $n = 127$  from the population. The results are assembled in what is called a  $2 \times 2$  contingency table such as the one shown.

	$B$	$\bar{B}$	
$A$	36	13	49
$\bar{A}$	25	53	78
	61	66	127

Here, the value of  $\chi^2$ , the goodness-of-fit statistic, is 20.6824:

$$\begin{aligned} \chi^2 &= 127(36 \times 53 - 13 \times 25)^2 / (61 \times 66 \times 49 \times 78) \\ &= 20.6824. \end{aligned}$$



It follows that if we were to test

$H_0$ : [Being an A, accompanied by presence of compensation measures] and [Being a B, rational/reasonable] are independent

versus

$H_1$ : [Being an A] and [Being a B] are dependent

at the  $\alpha = 0.05$  level, the null hypothesis  $H_0$  would be rejected: with one degree of freedom, the critical  $\chi^2$  value is 3.841.

**Keywords** : working conditions, work rules, a change to the disadvantage, contingency table, hypothesis testing

